

備 考

平成23年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

危機管理部 危機管理課	危機管理部 危機管理・防災課
危機管理部 地震・防災課	危機管理部 南海地震対策課
健康政策部 医療薬務課 健康政策部 医師確保推進課	健康政策部 医療政策・医師確保課
農業振興部 産地づくり課	農業振興部 産地・流通支援課
農業振興部 流通支援課	農業振興部 地域農業推進課